



ビジネス・アクセラレーション・プログラム参加規則

本規則は、未来共創イノベーションネットワーク（以下「INCF」という）が開催するビジネス・アクセラレーション・プログラム（以下「本イベント」という）への参加にあたり、参加者（以下に定める）が予め了承し、又は遵守しなければならない事項を定めます。なお、本規則において「参加者」とは、本規則に同意し、事務局が指定する方法により、下記の応募条件に則って本イベントへ応募した者をいいます。

1. 目的

- 1.1. 本イベントは、社会的インパクトの大きい課題を解決するビジネスモデルを募集し、これを起点に事業化及び起業等を支援することを目的としています。

2. 応募条件

- 2.1. 本イベントへの応募条件（応募資格、募集内容等）は、別途定める「ビジネス・アクセラレーション・プログラム実施要領」（以下「実施要領」という）に記載のとおりとします。

3. 本イベントの運営等

- 3.1. 本イベントを運営する事務局（以下「事務局」という）は、株式会社三菱総合研究所内に設置します。
- 3.2. 本イベントは、本規則及び実施要領に従い開催されます。本規則で用いられる用語は、本規則で別途定義される場合及び文脈上別の解釈を要する場合を除き、実施要領において定義された意味を有します。
- 3.3. 参加者は、本規則、実施要領及び事務局の指示に従い、本イベントの円滑な運営に協力しなければなりません。
- 3.4. 参加者は、選考方法を含む運営方法について、事務局に対して一切の異議を申し立てないものとし、事務局が選考基準等についての質問にお答えすることはできないことを予め了承します。

4. 知的財産権

- 4.1. 参加者が独自に創出し、本イベントに対して提出したビジネスモデル（以下「本ビジネスモデル」という）に含まれる著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含むものとし、以下総称して「知的財産権」という）その他一切の権利は、創出した参加者自身に帰属します。
- 4.2. 本ビジネスモデルに第三者の知的財産権が含まれる場合、参加者は当該知的財産権について、譲渡、利用許諾その他必要な権利処理（著作者人格権の不行使を含む。）を自ら実施しなければなりません。
- 4.3. 参加者は、本ビジネスモデルについて、第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害してはならず、侵害しないことを表明保証します。

4.4.参加者が本ビジネスモデルを本イベントにおいて開示することにより、その新規性を喪失する可能性があり、本ビジネスモデルに関する知的財産権について登録等を受けられなくなる場合があります。参加者は、本ビジネスモデルのうち登録等の出願を考えているものがある場合、開示を行う前に事務局へ連絡しなければならず、その権利保護のために必要なときは、事務局が本イベントへの参加を拒否することを予め了承します。

5. 情報の取扱い

5.1.本ビジネスモデルに関する情報のほか、本イベントへの参加にあたり開示する情報について、参加者は次のことを予め了承します。

(1) 事務局を含む次に定める者（以下「本イベント関係者」という）に開示されること

- ① 事務局である株式会社三菱総合研究所に属する者
- ② 上記①を除く審査員、メンターのほか本イベントの運営に関与する者
- ③ INCF 会員のうち、INCF 参加規則に定める企業会員 A（以下「INCF 企業会員」という）

(2) プレゼンテーション審査において、プレゼンテーションの内容が出席者に対して開示されること

(3) 事務局の判断により、本イベントの広報を目的とする範囲で、公表されること

5.2.参加者は、本イベントに参加することにより知り得た、INCF 並びに本イベント関係者が保有する非公知の情報及び個人情報（個人情報保護法第 2 条第 1 項に定義されたものをいう）について、本イベントへ参加している間に限らず、参加者でなくなった後においても、事務局、本イベント関係者又は個人情報については本人からの事前の承諾なく、他の参加者を含む第三者へ開示又は漏洩してはなりません。

5.3.事務局における個人情報の取扱いは、事務局である株式会社三菱総合研究所の「個人情報保護方針」及び別途定める「個人情報のお取扱いについて」に従って行います。

6. コンタクト

6.1.参加者は、本ビジネスモデルに関する情報にアクセスした INCF 企業会員が自身へコンタクトを取ることを予め承します。

6.2.最終審査まで残った参加者は、最終審査（ピッチコンテスト）が行われた日から 1 箇月間、本ビジネスモデルに関する商談、取引等の交渉の相手方として INCF 企業会員を優先しなければなりません。また、本ビジネスモデルに関して INCF 企業会員以外の第三者からのコンタクトを受けた場合、事務局へその旨通知しなければなりません。

6.3.前二項の定めは、参加者に対して INCF 企業会員からのコンタクトがあること、並びに参加者と INCF 企業会員との間で商談、取引及び契約の成立及び履行を保証するものではありません。

7. 禁止行為

7.1.参加者は、本イベントへ参加している間に限らず、参加者でなくなった後においても、次の各号に該当する行為又は該当するおそれのある行為をしてはなりません。

- (1) 本イベントに参加している事実を悪用する行為
- (2) 本イベント関係者の名誉、信用を傷つけるような行為
- (3) 公序良俗に反する行為又は法令若しくは条例に違反する行為



- (4) 本イベント関係者に対し虚偽の内容を申告する行為
- (5) 第三者に成りすます行為
- (6) 本イベントの運営を妨げる行為
- (7) 事務局の事前の承諾なく、営業、宣伝、広告、勧誘、その他本イベントの目的と異なる目的で本イベントを利用する行為
- (8) 前各号の行為を援助又は助長する行為
- (9) 前各号のほか、事務局が不適切と判断する行為

8. 反社会的勢力の排除

8.1. 参加者は、次の各号に該当しないことを表明保証し、将来にわたり該当しないことを誓約します。

- (1) 自ら又はその役員若しくは重要な従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずるもの（以下総称して「反社会的勢力」という。）であること
- (2) 自ら又はその役員若しくは重要な従業員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (3) 前二号に該当しなくなったときから5年を経過していないこと

8.2. 事務局は、参加者が前項に違反している懸念が生じた場合、随時調査を実施し、参加者に対して調査への協力及び資料の提出を求めることができます。この場合において、参加者は、調査に合理的な範囲で協力し、その範囲内で要請を受けた資料を提出しなければなりません。

9. 参加者たる地位の取り消し

9.1. 事務局は、参加者が次の各号の一に該当する場合、当該参加者に通知の上直ちに参加者たる地位を取り消すことができます。

- (1) 本規則に違反したとき
- (2) 事務局に届出た情報の全部又は一部が真実と異なることが判明したとき又は表明した事実の重要部分が真実と異なることが判明したとき
- (3) 参加者が登録した情報に基づく事務局と参加者との連絡が1ヶ月間不可能なとき
- (4) その他、本イベントの運営にあたって重大な支障が生じると事務局が認めるとき

10. 免責

10.1. 事務局は、法律に別段の定めがある場合を除き、参加者が、本イベントに参加した結果又は本イベント関係者から提供を受けた助言若しくは資料に基づき参加者に生じた損害や不利益等について一切の責任を負いません。

10.2. 事務局が必要と判断した場合、いつでも本イベントの内容（本規則及び実施要領の定めを含む）を追加若しくは変更し、又は本イベントを停止若しくは中止することができます。この場合において、事務局は決定後すみやかに参加者に対し通知します。事務局は、当該決定により参加者に生じた損害や不利益について一切の責任を負いません。



11. 準拠法及び合意管轄

11.1. 本規則の他、本イベントの企画・運営は日本法に準拠するものとし、紛争解決のための第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

(以上)

本規則は、2018年4月18日現在のものです。

2018年4月18日制定

